

旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を早急に普及させるため、所有者からの申請を受けて、耐震診断員を派遣する事業を実施する市町村に対し、県がその経費の一部を助成する。

事業主体

市町村

対象建築物

昭和56年の新耐震基準以前に建てられた木造住宅

事業対象区域

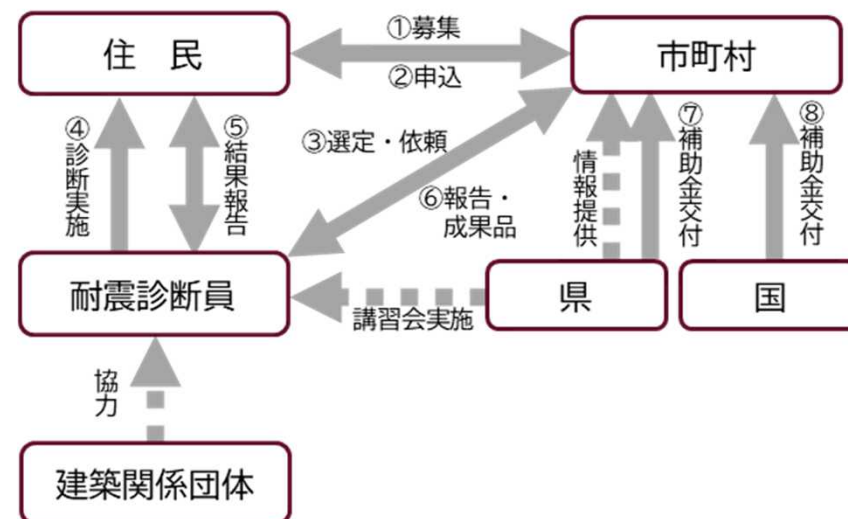
- (1) 県の指定する緊急輸送道路沿道区域
- (2) 市町村が以下の要件に該当する区域として指定する区域
 - ① 避難地、避難路を含む市街地の区域
 - ② 世界遺産及び文化財建造物等を含む市街地の区域
 - ③ 木造住宅が密集する区域
 - ④ その他市町村が防災上特に重要と考える区域

※(2)に係る市町村は財政力指数0.7未満に限る。

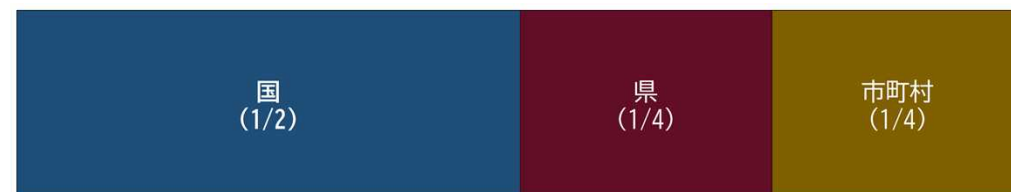
費用負担

耐震診断技術者派遣費用 50,000円/戸

- ・所有者（負担無し）
- ・国・県・市町村 1/1(50,000円)
うち・国1/2(25,000円)・県1/4(12,500円)・市町村1/4(12,500円)



既存木造住宅耐震診断支援事業 事業フレーム



耐震診断の次のステップとして、所有者が行う既存木造住宅の耐震改修工事に要する費用に補助を行う市町村に対し、県がその経費の一部を助成する。

事業主体

市町村

対象建築物

昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅

対象となる耐震改修工事

耐震診断の構造評点が1.0未満である住宅における耐震改修工事で、改修後の構造評点を1.0以上に高めるために必要な工事、又は構造評点が0.7未満である住宅における耐震改修工事で、改修後の構造評点を0.7以上に高めるために必要な工事

事業対象区域

財政力指数0.7未満の市町村

但し、緊急輸送道路沿道は全市町村対象

費用負担

総合支援

交付対象：補強設計等費及び耐震改修工事費

交付額：定額115万円（上限額は市町村が設定）

ただし、補助対象工事費の8割を限度



個別支援

交付対象：耐震改修工事費

交付額：耐震改修工事費の23%かつ最低20万円

限度額は50万円以内で市町村が設定

・国11.5%・県5.75%・市町村5.75%・所有者77%



全ての住宅と多数の者が利用する建築物について、精密な耐震診断を実施する所有者に対して補助を行う市町村に対し、県がその経費の一部を助成する。

事業主体

市町村

対象建築物

全ての住宅と多数の者が利用する建築物 (昭和56年以後の建築物も対象)

事業対象区域

財政力指数0.7未満の市町村
但し、緊急輸送道路沿道は全市町村対象

費用負担

補助対象事業費

特殊建築物等の耐震診断に要する経費

①住宅 (共同住宅、長屋を除く)

136千円かつ1,050円/㎡以内

②多数の者が利用する建築物 (共同住宅、長屋を含む)

2,000千円かつ以下の額以内

- ・延べ面積1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡以内
- ・延べ面積1,000㎡超で2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡以内
- ・延べ面積2,000㎡超の部分 1,050円/㎡以内

補助率

- ・国1/3 (666千円)
- ・県1/6 (333千円)
- ・市町村1/6 (333千円)

(多数の者が利用する建築物 (限度額200万円) を想定して算出)



※多数の者が利用する建築物は個人が利用する倉庫等を除き全ての建物を対象とする。

耐震改修促進法の改正（平成25年11月25日施行）により、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の要緊急安全確認大規模建築物について耐震診断の実施とその結果の報告が義務づけられたことを受けて、これら診断義務化建築物のうち、緊急性が高く、かつ、避難所としての機能を有する建築物が耐震改修を行う場合、国庫補助金を活用して、耐震改修に要する費用の補助を行う市町村に県が助成する。

事業主体

市町村

対象建築物

耐震改修促進法に基づく要緊急安全確認大規模建築物であって、被災後の避難生活者を受け入れることについて市町村と協定を締結している建築物（耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物が対象）

費用負担

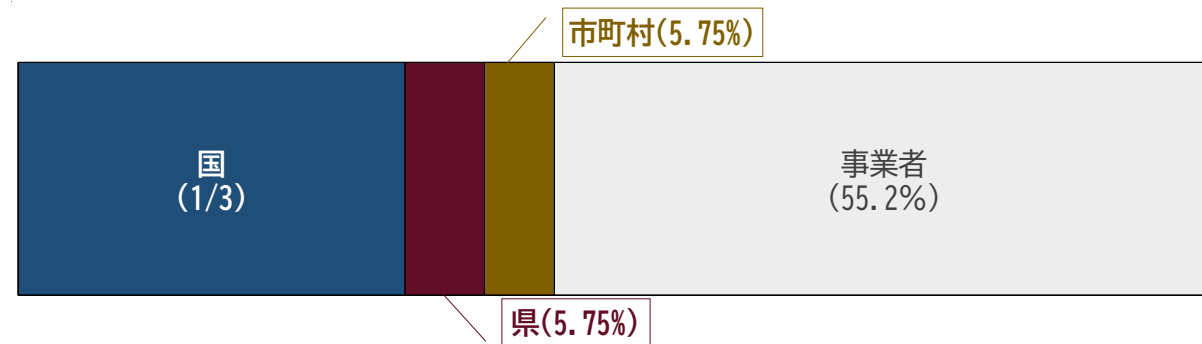
補助対象事業費

建築物の耐震改修工事費

（※ 51,200 円/㎡ を限度とする）

補助率

- ・市町村 5.75%
- ・県 5.75%
- ・国 1/3



がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において既存不適格建築物の土砂災害対策改修を行う者に対して補助を行う市町村に対し、県がその経費の一部を助成する。

事業主体

市町村

対象建築物

事業対象区域内に存する建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

事業対象区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

費用負担

補助対象事業費

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して行う改修に必要な経費。
対象となる建築物は土砂災害に対して安全な構造となること。
(※ 3,360千円/棟を限度とする)

補助率

・国 11.5% ・県 5.75% ・市町村 5.75%



奈良県がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する市町村に対し、県が必要な助成を行う。

事業主体

移転事業を行う地方公共団体（原則として市町村）

対象建築物

事業対象区域内に存する既存不適格住宅又は同区域内に存する住宅のうち建築後の風水害等により安全上支障が生じ特定行政庁が是正勧告を行った住宅

事業対象区域

- ①奈良県建築基準法施行条例第3条により建築を制限している区域
- ②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

費用負担

補助対象事業費

事業主体が移転を行うものに対して交付する以下の経費（間接補助）

- ・危険住宅の除去等に要する経費
- ・危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（必要な土地の取得を含む）のための金融機関等からの必要な資金を借り入れた場合における当該借入金利子に相当する経費

（※ 限度額は国の定める額に準ずる）

補助率

- ・国 1/2
- ・県 1/4
- ・市町村 1/4



※限度額を超える部分は事業者等の負担となる。